

京都市訓令甲第 20 号
市 会 事 務 局
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監 査 事 務 局

京都市市会及び行政委員会の事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

京都市長 松 井 孝 治

別表事務局長の項第13号中「、貸借」及び「、物品の譲渡、交換及び寄託の決定及び契約にあつては」を削る。

別表次長の項第5号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改める。

別表事務局の庶務を担当する課長（課を置かない事務局に置く庶務を担当する課長を含む。）の項第6号を次のように改める。

(6) 1件2,000,000円以下又は供給量10万立方メートル未満のガスの需給契約及び1件2,000,000円以下又は契約電力50キロワット未満の電気の需給契約に関する事。ただし、随意契約に限る。

別表事務局の庶務を担当する課長（課を置かない事務局に置く庶務を担当する課長を含む。）の項第8号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改め、同項第10号中「1,000,000円」を「2,000,000円」に改める。

別表課長（課を置かない事務局に置く庶務を担当する課長を含む。）の項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 物品の貸借の決定及び契約に関する事。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)